

和 指 第 2 2 9 号
令 和 6 年 8 月 1 6 日
(2 0 2 4 年)

介護職員等処遇改善加算算定対象事業者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業（巡回相談等）のご案内について

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

標記につきまして、和歌山県介護サービス指導課からお知らせがありましたので、本通知によりお知らせします。和歌山県では、介護職員等の賃金改善等を促進するため、処遇改善加算等の取得促進を目的に次のとおり社会保険労務士による巡回相談（無料）等を実施します。

【事業内容】

<巡回相談（社労士による訪問）>

- ・ 1 事業者あたり 2 回程度、1 回あたり 2 時間程度
- ・ 申込期限：令和 6 年 8 月 3 0 日（金）

※応募多数の場合は県の基準により選定を行います。実施枠が空いている場合は、期限後も受付する場合がございますので、ご希望の際は県までご連絡ください。

<オンライン相談>

- ・ 毎月第 2 水曜日（1 日 2 枠、要事前予約、先着順）
- ・ 1 事業者あたり 9 0 分程度
- ・ 申込期限：各実施日の前月末日まで

【申込方法】

- ・ 申込フォーム <https://logoform.jp/f/MOiHa>

※詳細は別添チラシをご確認ください。

なお、本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

<本通知に関する問合せ先>

和歌山市 指導監査課 介護事業所指定班

電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320

Eメール：shidokansa_hojin@city.wakayama.lg.jp

介 第 1 7 5 号
令和 6 年 8 月 1 5 日

介護サービス事業者代表者 様

和歌山県介護サービス指導課長
(公印省略)

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業（巡回相談等）のご案内

平素は、本県の介護保険行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、本県では、介護職員等の賃金改善等を促進するため、**介護職員等処遇改善加算の取得促進を目的に下記のとおり社会保険労務士による巡回相談（無料）等を実施します。**

つきましては、是非、本事業をご活用いただき、貴施設・事業所で勤務する介護職員等の賃金改善を図っていただきますようお願いいたします。

記

対象事業者：介護職員等処遇改善加算の新規取得または上位区分の取得を目指す事業者

実施内容：＜巡回相談（社労士による訪問）＞

- ・1 事業者あたり 2 回程度、1 回あたり 2 時間程度
- ・申込期限：令和 6 年 8 月 30 日（金）

※応募多数の場合は県の基準により選定を行います。

実施枠が空いている場合は、期限後も受付する場合がございますので、ご希望の際はご連絡ください。

＜オンライン相談＞

- ・毎月第 2 水曜日（1 日 2 枠、要事前予約、先着順）
- ・1 事業者あたり 90 分程度
- ・申込期限：各実施日の前月末日まで

応募方法：申込は下記申込フォームからお願いします。

(きのくに介護 de ネットの注目情報にも申込フォームへのリンクを記載しています)

申込フォーム <https://logoform.jp/f/MOiHa>



事務担当
介護サービス指導課 湯川
TEL 073-441-2527

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業 (巡回相談、オンライン相談)のご案内

介護職員等処遇改善加算

- ・令和6年介護報酬改定により処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げが行われました。
- ・本加算における賃金改善対象者は介護職員への配分を基本としますが、事業所内での柔軟な職種間配分も認められます。(介護職員以外の方も対象)

加算率										
【24.5%】	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">介護職員等処遇改善加算</td> <td>I</td> <td> 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上) </td> </tr> <tr> <td>II</td> <td> 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化 </td> </tr> <tr> <td>III</td> <td> 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備 </td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td> ・新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善(職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等 </td> </tr> </table>	介護職員等処遇改善加算	I	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	II	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化	III	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備	IV	・新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善(職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等
介護職員等処遇改善加算	I		新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)							
	II		新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化							
	III		新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備							
	IV	・新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善(職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等								
【22.4%】										
【18.2%】										
【14.5%】										

※加算率は訪問介護のものを例として記載。

介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業

【対象】 加算の新規取得及び既存加算より上位の加算取得を目指している事業者

【実施内容】

巡回相談

- ・社会保険労務士が事業所に訪問し、加算取得に向けた巡回相談を実施します。(1事業所あたり2回程度(2時間以内/回))
- ・対象事業所には、事前に社会保険労務士より連絡をしますので、その際に訪問日時等をご調整いただきます。
- ※応募多数の場合は、県において対象選定を行う場合がございます。

オンライン相談

- ・毎月第2水曜に実施(要事前申込(前月末日締切)、先着順)
- ・各日①13~15時、②15~17時の2枠実施(1枠1事業所)
- ・相談時間は90分程度
(開始時間については、事前に社会保険労務士と要調整)

【申込方法】 申込フォーム <https://logoform.jp/f/MOiHa>

※申込期限 (巡回相談) 令和6年8月30日(金)

(オンライン相談) 各実施日の前月末日



社会保険労務士

派遣された社会保険労務士は、次の助言などを行います。

- 加算の条件を満たすための就業規則の作成・変更
- 加算の条件である職員の研修や資格取得支援のための規程づくり
- 加算の条件である職場環境等の改善のための規程づくり など

(※加算取得の条件など制度自体に関するお問合せは事業所を所管する振興局にお問い合わせください。)